

第3章 プランの基本的な考え方

1 目的

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会^{*}の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法^{*}に基づき制定された条例の第9条に基づく市の基本的な計画（以下「プラン」）です。
- (2) 重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」は、女性活躍推進法^{*}第6条に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- (3) 重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」は、DV防止法^{*}第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画として位置付けます。

3 計画期間

第5次男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」）の計画期間は、本市の上位計画である「横須賀市実施計画」との整合を考慮し、平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間とします。

4 基本理念

プランは、条例第3条に規定された4つの理念を基本理念として、本市の男女共同参画の推進を図ります。第5次プランでは、この理念を踏まえ社会情勢の変化等を勘案し、3つの重点目標にまとめています。

基本理念（条例第3条要約）

- (1) 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる。
- (2) 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される。
- (3) 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する。
- (4) 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす。

5 基本的施策

プランでは、条例第8条に規定された7つの基本的施策を基本として、男女共同参画に関する施策を推進します。第5次プランでは、3つの重点目標及びこの基本的施策を踏まえ、7つの施策方針にまとめています。

基本的施策（条例第8条要約）

- (1) 子育て、介護等の家庭生活・地域生活・職業生活の両立支援
- (2) 暴力による被害者救済、その自立支援
- (3) あらゆる分野の教育の場における、男女共同参画の推進
- (4) 男女共同参画を推進する活動を行う市民公益活動団体の支援、育成
- (5) 男女共同参画の推進を阻害する、性別による固定的な役割分担の助長や、暴力を容認する表現を用いないことの周知
- (6) 社会のあらゆる分野に参画する機会や能力発揮を促す学習機会の提供による、男女間の格差是正
- (7) 市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、その取組経過を公表することで事業者のモデルとなるよう努めること

6 主要施策

7つの施策方針に基づき、具体的な事業内容を踏まえ17の主要施策を定めました。第5次プランにおいては、特に「女性の活躍に向けた支援」「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援」に重点を置くとともに、「多様な性を尊重する社会の実現」などを新たに加えています。

7 施策

主要施策に基づくものとして、39の施策を定めています。主要施策において新たに定めた分野を中心に、従来からの施策についてもさらに充実を図ります。

8 事業数

施策ごとの事業数は、施策を実現するために位置付けた具体的な事業の件数を示しており、合計で65事業となります。複数の事業数があるものは、市の複数の部局で事業実施するものや、同一の部局で複数の事業を実施するものがあります。

これに定められた一つ一つの事業が、効果的に展開されるよう進行管理を行います。